

の大吉備津彦命であることから、天皇家を表す菊の紋章が付けられたと思われる。

また、八幡神社の鰹木と棟には五七桐紋が付けられている。一般的な八幡神社の神紋は「三つ巴」の巴紋であるが、当社では桐紋が使用されている。この桐紋も菊の紋の替紋として皇室で使用されてきた。

祭神も応神天皇と神功皇后であり、皇室であることから桐紋が付けられたか、或いは神社創



鶴崎神社本殿鬼板に印された菊の紋章



八幡神社本殿の鰹木に印された桐紋

建当時、吉備津神社の神紋が菊紋と桐紋の合わせ紋となっていたことから、吉備津神社の神紋を分離して鶴崎神社の神紋を菊紋、八幡神社の神紋を桐紋としたのではないかと思われる。

当社の神紋は十六弁八重表菊紋と五七桐紋であったが、明治になって社名を「御崎宮」から「鶴崎神社」に改称したのを期に鶴崎神社を「鶴紋」「八幡神社」を「鳩紋」と変更したと思われる。現在の鶴崎神社の神紋は鶴紋の中の「鶴の丸」である。鶴は、平安時代から延命長寿の吉兆とされ、画題や文様に取り入れられてきた。鶴紋は、鶴の姿勢によって数種に区別できる。飛ぶ様を示した舞鶴と起立した姿を示す立鶴とがある。



鶴崎神社側拝殿に掛けられている「鶴の丸」の神紋。昭和5年10月に45才戌生男が制作し奉納している。



八幡神社側拝殿に掛けられている「向かい鳩」の神紋。昭和8年10月納所浩氏が制作して奉納している。

一方、八幡神社の神紋は「向かい鳩」である。鳩は軍神とされる八幡大神の神使である。また、『吾妻鏡』には、千葉常胤（源頼朝の挙兵を助けた千葉庄の豪族）が軍旗の上方に伊勢大神宮と八幡大菩薩を、下方に向かい合った鳩二羽を白糸に縫い出したことが記されている。何れの神紋も本殿の棟や拝殿の瓦、幕、幟、提灯などに使われている。

# 神階正一位

当社の由緒によると「享保十一年（1726）神祇官領にて御崎宮神階正一位に昇進」とあり、神祇官に代わる「神祇官代」としての吉田家から、宗源宣旨により神の位である「神階正一位」を賜った。

賜号の請願は氏子の総意により、社人太田山城守、太田近江守が上京した。このとき賜った宗源宣旨は「神階正一位」と「御崎大明神」の神号の二種類であった。

享保十一年八月五日当日、神に奉った幣帛は奏上した祝詞と共に厳重に保管されている。

## 神階

神に奉った位階であり神位ともいう。位階には「位」と「勲」とがあり、「位」は人に対しては少初位下から正一位までの三〇階であるが、神に対するものは四品以上四階と正六位から正一位までの一五階のみである。

「勲」は人も神も同じく十二等から一等までの一二等に分けられ文位・武勲を上げた神（者）に奉られた。但し、伊勢神宮の天照大御神と豊受大御神に対しては、特別格とみなされて神階を奉っていない。

神階授与は江戸末期まで神祇官により行われたが、室町時代以降は、吉田神道を唱

え大中臣氏と共に神祇官次官を継承した吉田家が、発給した宗源宣旨という形式によっても、諸国の神社の神に位階が奉られていた。江戸時代に、天皇の宣旨による神位の授与も復活したが、明治維新後廃止された。

位階	品位	勲
正一位	一品	
従一位		
正二位	二品	
従二位		
正三位	三品	勲一等
従三位		勲二等
正四位上	四品	勲三等
正四位下		
従四位上		
従四位下		勲四等
正五位上		
正五位下		勲五等
従五位上		勲六等
従五位下		
正六位上		勲七等
		勲八等
		勲九等
		勲十等
		勲十一等
		勲十二等



神階「正一位」を賜った宗源宣旨



「御崎大明神」の神号を賜った宗源宣旨

### 宗源宣旨

宗源神宣ともいい、中世末より神社・神職の支配を掌握した吉田家（京都）が、全国の神社に位階や神号を与えた文書。宗源は吉田家の唯一神道を示し、宣旨の形式を模倣したもの。

### 宣旨

天皇の口頭命令を太政官で文書化して当事者へ与えた文書。律令制の崩壊に伴って公式様文書の簡略化が進み、天皇の詔勅の他に、その命令を伝えるものとして平安初期頃から用いられるようになった。特に永年にわたって効力を有するものを永宣旨といった。